

2026 年度 総合研究所研究奨励助成募集要項

次の要領で募集を行いますので、希望者は、
総合研究所（事務局：フロンティア研究推進機構事務局）へ申請してください。

1. 助成の趣旨

この助成事業は、学園が設立した総合研究所の研究奨励助成金(600 万円)をもとに、人文・社会科学分野及び自然科学分野の諸分野にわたる共同研究、個人研究の研究助成金として交付するものです。当研究所は社会的ニーズに基づく「地域」、「健康」、「教育」に関連する研究を重点課題と位置付けています。

2. 助成の対象及び申請額の上限

共同研究の助成の対象は、学際的または分野融合的な研究分野とし、総合研究所研究奨励助成金として学園の資金 600 万円を充てます。

なお、助成の申請上限は共同研究で 200 万円/年、個人研究で 100 万円/年とします。

ただし、共同研究の研究費として総合研究所研究奨励助成金の 600 万円を助成した場合は、個人研究の募集は行いません。

3. 申請者の要件

本研究奨励助成における本学専任教員とは、教授、准教授、講師及び助教をいいます。

共同研究：本学専任教員 2 名以上の共同研究チームを組織し、研究幹事（研究代表者）を決めて応募してください。研究チームの主たる構成員は、本学専任教員としますが、学外研究者を含むことができます。学外研究者を研究チームに加える場合は、その必要性を明確にし、採択後すみやかに当該研究者所属機関の承認を得てください。

なお、学外研究者とは、原則として、大学、大学院及び研究所等の学外諸機関に所属する研究者をいいます。

本助成では融合領域や学際的研究を優先します。

個人研究：2026 年度科学研究費助成事業において不採択かつ「A 判定」と評価された者で、本助成事業に採択された場合、2027 年度または 2028 年度科学研究費助成事業に必ず応募する者を対象とします。ただし、本学専任教員に限ります。

なお、2026 年度の本研究奨励助成個人研究に採択された者は、連続して申請することはできません。

4. 助成の対象経費

次の経費の全部または一部とし、企業等からの奨学寄附金の取扱いに準拠します。

①消耗図書資料費、②消耗品費、③用品費、④通信運搬費、⑤出張旅費、⑥印刷製本費、⑦賃借料、⑧支払手数料・報酬料、⑨機器備品費、⑩図書費、⑪業務委託費、⑫その他諸経費、⑬人件費（学部学生・大学院生に研究補助業務を依頼する場合、「⑧支払手数料・報酬料」ではなく、人件費として申請してください）

※学外研究者の研究に必要な経費を本助成金から支出する場合は、本学研究代表者から申請してください。旅費等であれば謝金としての支払い、研究用の資材等が必要となった場合は、代表研究者が本学ルールに則り研究費執行を行い、検収を済ませたものを貸与する、といった方法をとってください。科学研究費助成事業のような分担研究者として学外機関へ研究経費を一括で預託する方式はとりません。

5. 助成対象研究期間

共同研究：2026 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日

個人研究：2026 年 5 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日

なお、共同研究においては、複数年（最長 2 年）にわたる研究計画の申請を可能としますが、選考にあたっては複数年計画の全体像を踏まえつつ、単年度分を査定評価します。複数年計画であっても、年度毎の申請を必要とします。

6. 申請期間

共同研究：2025 年 11 月 4 日（火）～ 2025 年 12 月 5 日（金） 17 時 ※時間厳守

個人研究：2026 年 2 月 26 日（木）～ 2026 年 4 月 17 日（金） 17 時 ※時間厳守

7. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、総合研究所（souken@ml.konan-u.ac.jp）に提出してください。

個人研究の場合は、2026 年度科学研究費助成事業に応募した様式も合わせて提出してください。

「A 評価」と評価されたことがわかる書類は通知後、すみやかに総合研究所に提出してください。

※提出された申請書は総合研究所による管理の下選考の目的のみに使用し、第三者への提供はしません。

8. 選考・通知

総合研究所で審査委員会を設けて選考（書類審査、または研究内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施）の上、学長が決定し、その採否結果を助成開始 2 週間前までに申請者へ通知します。

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する場合は、12 月中旬頃に実施します。日時は、該当する申請者との間で調整します。同審査は対面またはオンラインで実施します。

9. 研究成果の報告

共同研究：助成金の交付を受けた者は、初年度末に中間報告書を、研究期間終了後 3 か月以内にその研究成果について報告書概要（A4 縦置き 1 頁程度）及び最終報告書（A4 縦置き 10 頁程度）を提出しなければなりません。なお、研究期間終了後 1 年以内に学術論文等で研究成果の公表を予定している場合は、学術論文の公刊をもって最終報告書に代えることができます。

研究終了後 1 年以内に研究成果として、学術講演会・公開講演会にて成果発表を行い、研究所所報へ掲載します。

また、当該研究成果は研究終了後 2 年以内に、「当研究助成による」旨を記して、研究叢書、定評ある研究誌（電子ジャーナルを含む）、書籍、公共的な媒体または、甲南大学機関リポジトリを通じて公表しなければなりません。

個人研究：助成金の交付を受けた者は、研究期間終了後 3 か月以内にその研究成果について報告書概要（A4 縦書き 1 頁程度）を提出しなければなりません。

共同研究・個人研究ともに、正当な理由なく最終報告書、報告書概要を期限内に提出しない場合は、助成金を返還しなければなりません。

10. その他

①研究の推進にあたっては、「甲南大学研究活動における不正行為防止等に関する規程」を遵守し、「捏造」、「改ざん」、「盗用」、「二重投稿」、「不適切なオーサiership」といった不正行為に注意しなければなりません。また、研究論文を公表する場合は、剽窃検知ツールの「iThenticate」の利用を推奨します。

②本助成事業に採択された者が、「甲南大学におけるヒトを対象とした研究に関する規程」第2条第1号に規定する「ヒトを対象とした研究」を行う場合は、「ヒトを対象とした研究に関する倫理審査委員会」の審査を受け、その結果を報告しなければなりません。採択後すみやかに研究計画書、所定の審査申請書及び同意書を学長室に提出してください。不承認となった場合は、本助成事業の採択を取り消すことがあります。

以上